

記載上の注意

①商品名	・ invoice に記載されている名称を記入すること。
②化学名、一般的な名称 又は本質	・一般的な名称を記入すること。
③用途	・当該品を輸入者が何のために使用するのかを具体的に記入すること。 ・当該品の使用目的、効能・効果等も記入すること。
④規格	・当該品の剤形等を記載すること。(例:「300mg/カプセル、100 カプセル/箱」、「100mg/タブレット、50 タブレット/ボトル」) ・医療機器の場合は原理及び構造の概略等を記入すること。(例:「インプラント 直径 5mm 長さ 15mm」) ・再生医療等製品の場合は製品の特性等を記載すること。
⑤その他	・商品ごとに商品説明書を作成すること。 ・捺印は不要。